

取引先の再生手続開始申立等により経営に支障を来たしている中小企業者(特定中小企業者)の認定について
(中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく特定中小企業者認定要領)

国の規定に基づく特定中小企業者として市町村長又は特別区長が認定すると、信用保証協会の信用保証を受ける際に特例保険が適用され、通常の融資とは別枠での保証を行う国の制度があります。

1. 認定基準

国より指定された事業者(再生手続開始申立等事業者)に対して売掛金債権等を有する中小企業者で下記の(1)か(2)のいずれかに該当する方。

なお、堺市で認定できる方は、堺市内に本店のある法人、堺市内に事業所のある個人事業者の方です。(国より指定された事業者については、中小企業庁のホームページでご覧いただけます。)

- (1) **50万円以上の売掛金債権等を有している方**
- (2) **50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、取引規模が20%以上である方**

2. 認定申請手続

「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書(2枚セット)」に必要事項をそれぞれ記入、押印し、下記の必要書類を添付して堺市産業振興局産業戦略部地域産業課中小企業支援担当へ提出してください。(申請の際、念のため実印を併せてお持ちください。)

添付書類

法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ② 履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書に記入された再生手続開始申立等事業者に対する売掛金債権等の金額が確認できるもの(売掛台帳、受取手形その他) ② 売掛金債権等が50万円未満の方は、①の他に申請書に記載された期間の再生手続開始申立等事業者以外を含めた全取引額が確認できるもの(売上台帳、試算表その他)
個人	<ul style="list-style-type: none"> ① 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ② 現住所が堺市外の場合、堺市内の事業所所在地の確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 委任状(取引のある金融機関の方が代理手続きされる場合)

※添付書類については確認後、ご希望により原本はお返しいたします。(取得していただいた印鑑証明書等は融資申込みの際に必要となりますので、それをご利用ください。)

認定申請書は1枚目を堺市の控えとし、2枚目(市長押印箇所のあるもの)を認定書として発行いたします。

土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)は認定書の申請受付及び発行はできませんのでご注意ください。

認定書発行日を含めて30日以内(認定書の有効期間)に、ご希望の金融機関に認定書をご持参のうえ、融資及び保証申込をしてください。

詳しくは、お取引のある金融機関や大阪信用保証協会へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課 中小企業支援担当
堺市北区長曾根町183番地5(公益財団法人堺市産業振興センター内)
電話 072-255-8484 FAX 072-255-5162